

第9回 八尾市廃棄物減量等推進審議会 議事要旨

【日 時】平成23年9月1日（木）午後3時～

【場 所】八尾市役所 本館8階 第2委員会室

【出席委員】吉田会長、福岡副会長

前田(公)委員、前田(吉)委員、西田委員、桶谷委員、笠原委員
北山委員、榊井委員、中野委員、林委員、大本委員、中西委員
小松委員、佐郷委員、山崎委員、花嶋委員

【欠席委員】吉川委員、辻井委員、森本委員

【事務局】角柿部長、益井次長、西野課長補佐、安藝係長、瀧澤主査 松崎 尾縄
田口課長、馬場課長、一ノ本課長

1. 開会挨拶（事務局：益井次長）

2. 委員出席状況

3. 配布資料の確認

資料No.20 将来予測と基本フレーム（計画収集量の目標）について

4. 議事（議事進行：吉田会長）

1. 次期基本計画期間中における本市の課題と将来予測について

（1）本市が直面する課題

（2）本市の計画収集量予測と処理経費

（3）将来における焼却工場整備費と管理運営費

（4）次期基本計画に盛り込む計画収集量の将来予測について

2. 家庭ごみの有料化と基本フレーム（計画収集量の目標）について

（1）家庭ごみの有料化の意義

（2）基本フレーム（計画収集量の目標）について

○資料説明（事務局：安藝係長）資料No.20、1ページから5ページまで

資料No.20に沿って説明させていただきます。まず、1.「次期基本計画期間中における本市の課題と将来予測について」です。1ページをご覧ください。（1）本市が直面する課題について、①八尾工場のありかたについてです。前回の審議会でも資料を提示させていただきましたが、再度ご説明させていただきます。

大阪市環境局八尾工場の経過としては、昭和36年4月25日大阪市並びに八尾市の行政上の協力に関する協定書締結に基づき、昭和39年10月10日大阪市・八尾市ごみ共同焼却処理に関する覚書が締結されました。内容は、八尾市から大阪市へ八尾工場の建設用地を無償譲渡、大阪市は大阪市の負

担において八尾工場を建設する。八尾工場基準焼却能力 450 t、八尾市日量搬入量 100 t というものです。

昭和 41 年 9 月には、処理能力 450 t の八尾工場が完成し共同処理が始まり、昭和 45 年 3 月 17 日には八尾市の日量を 150 t に改正したところです。しかし、大阪市におけるごみ排出量の増加と将来とも安定した全量焼却体制を維持していくためには、老朽化した既設工場の建て替えを順次行い、焼却能力の増強を図る必要性が生じたため、新たな焼却工場を現地に建て替えを行い、平成 7 年 4 月に現在の八尾工場(処理能力 600 t)が完成しました。その際に、協定日量 150 t から 250 t に増量したところです。しかし、大阪市におけるごみ処理量については、長引く景気低迷の影響やごみ減量・リサイクル施策の推進に伴い減少傾向に転じており、ごみ処理を取り巻く環境が大きく変化してきました。加えて、大阪市の厳しい財政状況に鑑みて、「老朽化したごみ焼却工場を順次建て替える」といった従来型の計画から、将来を見据えた建て替え計画を策定する必要が生じてきました。

こうした中で、大阪市は、ごみ焼却工場の整備・配置計画について、第三者による専門的見地からの客観的な意見を受け、その意見を踏まえて大阪市としてごみ焼却場の整備・配置計画の方針を出すこととなりました。「大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会」を設置し、平成 20 年 4 月より平成 21 年 10 月まで 9 回にわたって審議が重ねられました。

平成 21 年 11 月には、大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会報告書として取りまとめられましたが、耐用年数とされる平成 38 年以降の八尾工場の方向性が示されず、これまで、大阪市と共同処理で進めてきたごみ焼却処理が、近い将来には、八尾市における施設整備や管理運営といった負担が必要になってくることも想定されます。焼却工場の建設については、環境影響評価や設計、建設などの手順を踏むことから、約 10 年程度の期間を要するとされます。したがって、八尾工場の耐用年数とされるのが平成 38 年であることから、次期基本計画の計画期間内での様々な取組みが必要となります。

次に、フェニックス計画の方向性についてです。フェニックス計画についても、焼却工場のあり方と同様に再度ご説明させていただきます。大阪湾広域処理場整備計画は、大阪湾に埋立処分場を設け、近畿 2 府 4 県 168 市町村の受け入れ区域から発生した廃棄物を受け入れています。現計画では、平成 33 年度まで廃棄物の受け入れ処理を行うこととなっていますが、現計画策定以降、一般廃棄物、上下水汚泥については、減量化等により受け入れ量が計画量を下回る傾向が続いています。しかし、産業廃棄物については、計画よりも前倒しで受け入れが進捗しているところです。このため、このまま推移すれば産業廃棄物の受け入れが早期に終了することとなり、それ以降は公共関与の大規模な産業廃棄物処分場がなくなるとともに、一般廃棄物についても、平成 34 年以降の対応ができなくなります。

そこで、現基本計画を見直し一般廃棄物の受け入れ枠の一部を産業廃棄物の受け入れ枠に振り替えることにより、一般廃棄物と産業廃棄物の受け入れを同時終了して、埋立期間を延伸する必要があります。このため、大阪湾広域処理場整備促進協議会によって、まず近畿圏の P R の取組みを推進してフェニックス事業の延命を図るため、平成 22 年度に廃棄物の減量化目標を作成しました。

これは、大阪湾広域処理場整備促進協議会の通知文にもあるように、現行のフェニックス計画が平成 33 年度に終了するため、次期処分場を計画するにあたっては、既存の処分場をできるだけ長期にわたり有効に活用するとともに、廃棄物減量化に努めても、なお新たな処分場が必要であることについて、住民や国など関係者から理解を得ていく必要があります。圏域における一般廃棄物減量目標と

して、ごみ排出量を平成 12 年度実績に対し平成 27 年度に 25%減とすること、最終処分量を平成 12 年度実績に対し平成 27 年度に 60%減とすることが示されております。よって、本市においても圏域における目標を踏まえ、ごみ減量に努めていく必要があります。

次に、(2) 本市の計画収集量予測と処理経費についてです。3 ページをご覧ください。

図 1 は、本市の将来予測の推移を示したものです。それぞれのグラフは、平成 22 年度における本市の実績をベースに 4 ページ表 1 の指標に基づき、将来の計画収集量を予測したものです。まずこちらを説明させていただきます。

4 ページ表 1 「年度別減量目標等の一覧表」をご覧ください。家庭や事業所から発生する不要物の総量であるごみ発生量については、各指標とも同数値となっております。次に無駄なものを買わないなどの家庭や事業所からの不要物が生じないように努める施策を実践することによる発生抑制、再使用目標値を指標ごとに算出したものを示しております。これらは単純推移においては効果はありませんが、各施策の実施やその徹底的な実施による減量、また有料化を実施することにより、その効果は大きくなります。この量をごみ発生量から差し引いた量をごみ排出量として提示しております。さらに家庭における集団回収や生ごみの堆肥化、事業所における資源化の徹底等を実践した指標を、ごみとなる前の資源化として示しております。こちらも、発生抑制、再使用目標値と同様、徹底的な減量や有料化を実施することにより、その効果は大きくなります。そしてごみとなる前の資源化を差し引いたものを可燃ごみ、資源物等として市や許可業者が収集および排出者より直接持ち込みされる計画収集量に示しております。3 ページの図 1 のグラフについては、この表 1 の計画収集量中の中間年度である平成 27 年度と、最終年度である平成 32 年度を元に各年度の推移を示しております。3 ページにお戻り下さい。

図 1 「計画収集量の推移予測及び目標」についてです。①計画収集量予測(単純推移)△ポイントのグラフは、八尾市第 5 次総合計画想定人口に基づき、減少傾向となる平成 32 年度までの八尾市の将来人口予測の推移で平成 22 年度の収集実績をベースに単純推移させたものです。②計画収集量予測(各施策実施)●ポイントのグラフについては、平成 22 年度の収集実績をベースに、これまで審議してまいりました各種施策を踏まえ、発生抑制およびごみとなる前後での資源化などの各種施策の実施と、達成率を加味して算出した計画収集量を示したものです。③計画収集量目標(フェニックス計画での目標)◆ポイントのグラフについては、大阪湾広域処理場整備促進協議会からの通知文における達成目標を、本市に当てはめた計画収集量を示したものです。④徹底的な減量化を図った場合の予測、■ポイントのグラフは、すべての市民が発生抑制及びごみとなる前後での資源化などの各種施策を実施し、徹底的な減量化を図った場合の計画収集量を示したものです。⑤家庭系可燃ごみの有料化を盛り込んだ予測、※ポイントのグラフについては、本基本計画の期間中に、これまで審議してまいりました家庭ごみの有料化を実施した場合の計画収集量を表したものです。また、こちらのグラフおよび 4 ページの減量目標に基づく予測ごとの処理経費への影響については、5 ページの表 2 に示しております。

5 ページをご覧ください。表 2 「各予測ごとの処理経費への影響について」ですが、3 ページの図 1 で示している 4 つの計画収集量予測について、歳出、歳入についての見込み額を算出し、平成 22 年度を基本として、平成 27 年度及び平成 32 年度の影響を算出したものです。歳出について、リサイクルセンターの管理経費については、減量を推進することにより分別が徹底されることが予想され、人口の自然減少の効果を除きますと、歳出が増加傾向となります。塵芥焼却委託料については、減量の

推進により焼却量が減少するので歳出が減少します。有価物集団回収奨励金は、減量の推進により有価物の分別が進むことが予想され、集団回収奨励金が増加することにより歳出が増加します。歳入について、リサイクルセンターの有価物売却収入および再商品化有償入札収入拠出金等については、適正に分別された資源物や容器プラスチック等が増えれば歳入も増えることとなります。ただし、今後の人口の自然減少の影響を受けることとなるため、元々資源協力率が高い有価物売却収入は、受ける影響が少なくなります。次に（３）将来における焼却工場整備費と管理運営経費についてです。表３は、それぞれにおける焼却工場の整備費と管理運営経費を示しています。新規焼却施設の建設費、維持管理費の試算についてですが、家庭系、事業系ごみの徹底的な減量化を図った場合、平成 32 年度の焼却処理量、年間 41,503 t に基づく 1 日の処理量は 114 t となります。この場合 1 日 160 t を処理する施設規模の焼却工場が必要となりますので、その焼却工場の建設費は約 80 億円、年間の管理運営経費は約 8 億 3 千万円となります。次に有料化を導入するとともに各減量施策を実施した場合には、平成 32 年度の焼却処理量年間 57,394 t に基づく 1 日の処理量は 157 t となります。この場合 1 日 220 t を処理する施設規模の焼却工場が必要となりますので、その焼却工場の建設費は約 110 億円、年間の管理運営経費は約 11 億 4,800 万円となります。有料化を導入せずに各減量施策のみ実施した場合、平成 32 年度の焼却処理量、年間 63,456 t に基づく 1 日の処理量は 174 t となります。この場合 1 日 240 t を処理する施設規模の焼却工場が必要となりますので、その焼却工場の建設費は約 120 億円、年間の管理運営経費は約 12 億 6,900 万円となります。

ただいまご説明しましたとおり、焼却工場の建設費や建設後の管理運営経費を考える上で、ごみ処理量の多寡が大きく影響します。本市においては、（１）でも触れましたが、近い将来焼却工場に係る経費の負担が必要となってくる事も想定されます。表 3 からのご理解いただけるように、焼却処理量を基礎にした算出では建設費で最大 40 億円、維持管理費で年間最大 4.4 億円の違いが生じるという試算になりました。

以上、簡単な説明ですが、これらを踏まえてご意見いただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員

建て替えの年数について。もし、八尾市が八尾工場を受け継いだら、八尾市のごみ量を基準にして建て替え年数も計算しているのか。現状のごみ量は大阪市が 1 割、八尾市が 9 割ということ。炉の傷み具合で、建て替えの基準が変わってくると思う。八尾市のごみだけになった場合、焼却炉の耐用年数も少し変わってくるのではないかと。そこも見越して、建て替え年度の計画を立てているのか。

○事務局

「大阪市のごみを除いたら、平成 38 年以降も現状の施設が維持できるのではないかと」ご質問されていると思います。大阪市のごみを処理しないと耐用年数が伸びるかということ、そうではありません。燃やしている以上、炉に負担がかかっているので、ごみ量によって大きく耐用年数が伸びるわけではないようです。もう一点、建設費と管理費の試算の件。ここは八尾市だけの数字で、大阪市の分は加味していません。あくまでも八尾市が施策を進めていく中で、変化すると思われるごみ量を 3 つのパターンに分類して、それを処理するのに必要な工場規模、建設費、維持管理費を示しています。

○委員

集団回収を実施している町会へ 5 円/kg の助成金が支給されている。この額が市にとって大きな

負担であれば、少し削減するという考えはないのか。

○事務局

焼却処理すると、費用が 14 円/kg かかります。ところが集団回収だと 5 円/kg ですみます。逆に市としては、集団回収へ出していただいた方が経費は安くすむので、どんどん集団回収へ出していただきたいと考えています。

○委員

現行の焼却工場の処理能力は、600 t/日ということ。八尾市が割り当てられている量が 250 t/日である。大阪市、八尾市の現状の搬入量を教えていただきたい。

平成 38 年度で廃炉と大阪市から通告されている。大阪市の話では、炉の延命はなかなかできない状況にあるということ。現状の処理量は 300 t × 2 基だが、2 基とも稼働しているのか。1 基ずつ交代で稼働させれば、単純に 2 倍に延命できるのではないか。

○事務局

八尾市の焼却工場ごみ搬入量は、平成 21 年で 78,760 t、大阪市は 16,000 t です。割合でいうと八尾市が 83%、大阪市が 17% となっています。焼却工場の延命化については、大阪市からはごみ量が少ないので、1 炉運転していると聞いています。なお、工場は定期的に検査する必要があるので、排出量に応じた適正な規模の焼却工場が必要であるという認識をしています。

○委員

3 ページの図 1 のグラフについて。④「徹底的な減量化を図った場合の予測」の数値が、平成 32 年度に大きく落ち込んでいる要因はなにか。

○事務局

④の数値は、八尾市民 27 万人が一切食べ残さず、分別も完璧に行った場合に、ごみの収集量はどれくらいになるかを算出したものです。八尾市の前期計画では、「ごみゼロを目指します」と掲げています。みなさんにご協力いただき、ごみ量を 5 万 t まで削減していかなくてはならないという認識しております。④の数値は、目標として持つべき数字ということ。⑤の数値は、これまでご議論いただいた色々な減量施策に加えて、有料化した場合も加味して算出した数値です。

○委員

⑤の有料化を盛り込んだ予測の中で、平成 26 年から平成 27 年だけが大きく落ち込んでいる理由は何か。行政の変化があるのか。

○事務局

平成 27 年度が中間目標年度で、平成 27 年度に有料化を実施するという仮定で作成しています。

○副会長

「徹底的な減量化」とおっしゃるが何か徹底的なのか。15 ページ、表 7「減量目標値設定の考え方」の資料をつけていただいている。この表に記載がない紙オムツを布おむつにする等も、数値に入っているのか教えていただきたい。

○事務局

平成 22 年度にごみの組成分析を実施したので、排出されているごみの中身について、大体の割合が把握できています。可燃ごみの中には、水切りをすれば減量できる生ごみもあるし、手付かずの食品もありますが、それぞれの重量を出しています。④「徹底的な減量」というのは、可燃ごみの中に、水切りのできる生ごみも手付かずの食品も一切ないということ。さらに可燃ごみと埋

立ごみの中には、現状では古紙類、缶が混ざっていますが、平成 32 年にはそういうものも含まないことを目標にして算出したのが、徹底的な減量の数値です。

他の各施策を実施した場合の予測値の算出方法は、平成 22 年度のごみ組成分析調査を基に、分別等で減量可能なごみの量を把握していますが、その減量可能なごみの減量のための分別協力率を 60%とするのか、40%とするのかで最終のごみ量は変わってきます。有料化した場合は、容器包装プラスチックなら分別の協力率 60%と設定して算出しています。

○副会長

紙オムツとかの使い捨て製品もないのか。

○事務局

減量目標値設定のときに出させていただいているのが、新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック、雑紙といわれているものです。新聞紙については綺麗な状態で排出されているものの割合だけです。例えば使用済のくちゃくちゃになった新聞紙はこの数字には含まれていません。

○副会長

ということは、一部の使い捨て商品は使用を認めているということか。

○事務局

そうです。

○会長

分別が進んで、プラスチックの排出量が減っている。プラスチックはカロリーが高く、燃焼時に塩素や硫化水素など硫黄系の化学物質を排出する。プラスチックの減少により、炉の劣化スピードが減ると思う。分別による延命効果を配慮しているのか。

○事務局

プラスチックの減量によって炉の傷みにどう影響するのかははっきりわかりません。プラスチックの減少により燃焼熱量は低下しています。熱量を上げるために、逆に重油を加えないといけないということを聞いたことがあります。燃焼には一定の温度を保たなければならないということです。

○会長

プラスチックには塩素が含まれているので、燃焼すると塩酸を排出し炉を傷める。その予防のため消石灰を入れたりしている。プラスチックが減少すると酸性ガス対策の必要性は減る。しかし、燃焼効率が下がって重油を投入しないといけないとはもったいないことである。バランスを考えないといけないと思う。

○事務局

プラスチック減少が炉に与える影響については、大阪市と協議する際に聞いてみます。

○会長

焼却炉を 10 年延命するために 10 億円かけているという他市の事例を聞いた。延命のために改修工事をするというのは考えておられるのか。300 t の炉を 2 基持っているのなら、それをうまく使って延命することはできないのか。専門家に診断していただいても方法がないなら、この計画で仕方ないと思うが。

○事務局

延命の件で大阪市と話した経緯があります。大阪市の一方的な話ではありますが、大阪市の森之宮の焼却場は、バグフィルターを備え付けたりする改修を経て 40 年以上稼働しているということ

です。丁度中間年度あたりで、施設整備で大規模改修ができたとのこと。八尾工場にあてはめると、40年持たそうとすると平成25年から26年に中間年度を迎え、いったん手を入れる必要があります。600tの施設を10年持たせるには、プラントの見積によると120～130億円かかるということです。選択肢としてはないかと思います。

○会長

600tといっても、実際には300tあればいいので1基だけ修理すればいいのではないかと。直感的には100億円も修理にかかるとはありえないと感じる。

○副会長

「1基だけ修理すれば良いのでは」とおっしゃったが、それは残念ながら出来ない。例えば火力発電所でも必ず2～3系統で稼働させる。5ページで下の表にもあるが、1日の処理量が114tだと、施設の規模としては160t必要となる。修理、点検等で炉を停止する日数が必要である。2つあるいは3つの炉を持っていると、1つ休めて修理点検しても後の2つが稼働して、日処理量が賄えるということになる。

○会長

同じ能力の炉が2つ必要ということか。

○副会長

修理・点検等、年間で1カ月だけ休めばいい。処理量より少し多い目に作っておけばいいということ。でも、必ずどこかで少し休ませないといけない。300t×2基あるとすると、10カ月は2基共フル運転で、後の2カ月は1基ずつ運転するというサイクル。両方一度には止まらない。

○事務局

大阪市との協議では、1炉だけのバージョンも示していただきました。ただ、大阪市は複数の焼却工場を持っているので、万が一故障などがあっても他の工場に持っていきます。八尾市単独で焼却工場を持つ場合は、何かトラブルがあると他市に入れてもらわないといけないことになり、それは無理だと思います。

5ページの表は、減量して処理量がこれくらいだとこれくらいの規模の焼却炉が必要になるという試算をお示しさせていただいています。具体的にどうなるかはまだ決定していません。

○委員

大阪市は何でも焼却処理しているのではないかと。

○事務局

大阪市は事業所が多いので、ある程度の部分はみなし一般廃棄物ということで、事業系ごみも燃やしていますが、八尾工場には入ってきていません。この審議会では、辻井委員に八尾工場の地元連絡協議会代表で来ていただいています。地元連絡協議会では公害防止協定を締結していますので、可燃ごみだけというのは間違いありません。

○委員

私の所有する東淀川のマンションでは、ごみは分別せず何でも排出している。そこはどんな協定になっているのか。

○事務局

基本的には一般廃棄物の処理施設なので、一般家庭ごみ中心です。八尾市の分別方法でいうと傘は複雑ごみですが、大阪市は可燃ごみになります。市によってごみの分別方法に違いがあると

ということです。

○委員

分別検査しているのか。

○事務局

こちらで検査しているのは、八尾市の範疇分だけです。大阪市のパッカー車の内容は八尾市では検査していません。

○委員

もっと大阪市に協力体制をとるようにすべきではないか。

○事務局

八尾工場の大気、水質検査は定期的に環境保全課で実施し、毎年2回地元連絡協議会で報告させていただいています。公害防止協定は違反していないと聞いています。大阪市とは、多少の分別の違いはあるかと思いますが、公害防止協定に違反するような産業廃棄物は混入していないということです。

○委員

測定して違反があった場合、八尾市から大阪市へ申し入れるべきだと思う。

○事務局

以前、バグフィルターの修理のときに大気で違反が出たことがあります。その時はこちらから申し入れして改善を求めました。

○会長

そういう点では、八尾市は大阪市に遠慮していないと思う。ところで、大阪市の持ち込み量はいつごろゼロになるのか。

○事務局

大幅に減り続けています。この傾向でいけば近い将来ゼロになります。政策的にしようと思えば明日にでも出来ます。

○会長

八尾市単独で建設しないといけないことは間違いないということか。

○事務局

焼却施設の整備に対する何らかの負担は、いずれでてくる可能性が高いです。

○委員

大阪市のごみが八尾市に来るのではないかというご心配があったが、今は逆で、大阪市は出来れば八尾工場を閉鎖したいと考えていると思う。大阪市はすごくごみ減量が進んでいる。以前は八尾工場にお世話になっていたけれど、今では八尾工場は必要ない。しかし、大阪市のごみが全然入っていないのに大阪市の税金を使って運営しているとなると、大阪市民が納得できない。だから八尾工場に大阪市のごみを入れているということではないか。どちらにせよ、今後八尾市は単独で燃やすしかなくなる。その時までにごみの減量化が進んでいけば小さな炉ですむし、そうでなければ大きな炉を建設しなければならないので減量を進めたいということである。大阪市のごみを燃やしてあげているというのは昔の話。大阪市は過去の経緯があるので、急に必要ないので切り捨てる、というわけにいかないの、徐々に時間をかけて八尾市に運営を任せたいということだと思う。

○会長

そのとおりと思う。確認したいが、この施設の初期投資は大阪市、土地は八尾市が提供したということか。ランニングコストはどうしているのか。

○事務局

年度決算を元に、計画の搬入量で割り戻した t 数で積算しています。八尾工場の計画量 600 t × 297 日、297 日が大阪市内で焼却工場を年間運転する日数です

600 t × 297 日 = 178,200 t が、八尾工場で燃やしている量です。決算をその量で割った数字が単価になり、現在 14,200 円/t です。

○会長

大阪市も実費分は払っているのか。

○事務局

大阪市内はランニングコストを税金で負担しているということです。八尾市は大阪市内の工場に委託しているため、委託料をお支払いしているということになります。

○会長

大阪市内は、ランニングコストをすべて八尾市に負担させているということではないということ。確認したい。大阪市内のごみがゼロになったとき、この施設は大阪市内では不要なので八尾市に任せるが、その代わりにランニングコストは八尾市で負担する。施設が老朽化した段階で、新しい施設を建設するということがよいのか。

○事務局

その辺りは、今後大阪市内と協議という形で、整備をしていくということです。大阪市内も搬入量が、一日一台程度は辛うじて入れるでしょうし、補助金の問題、焼却工場の職員の処遇の問題もあるので、すぐに閉鎖もできないという悩みを抱えています。時期については政治的な判断も入ってきます。

○委員

焼却工場を八尾市の上尾町に建設する際に、みんなで反対運動した経緯がある。その時、なぜ八尾市に大阪市内のごみを持ってくるのか、八尾市は単独で処理すればいいのではないかと、という意見があった。しかし、その焼却工場はすごく高温で燃やすので、どんなものも処理できる。絶対に環境影響被害はありませんという説明を受けた。いい施設ができたと思って、出来たときには見学に行った。しかし、その後ごみを分別して排出しなければならなくなったとき、八尾市の焼却工場は何でも燃やせると言われたのに、なぜこんな複雑な分別をしなくてはいけないのかと率直に感じた。ごみ量が減ったのであれば、その焼却炉をもっと上手に長持ちできるように使っていただけたらありがたい。

○資料説明（事務局：安藝係長）資料No.20、6 ページから 15 ページまで

（4）次期基本計画に盛り込む計画収集量の将来予測について説明させていただきます。6 ページをご覧ください。

平成 15 年 9 月に策定した現在の八尾市一般廃棄物処理基本計画は、「ごみゼロ（ごみの最終処分量、資源が循環するまち）の構築を基本理念とし、その実現をめざして取り組んできたところであります。この基本理念が本市のめざすべき姿であり、その実現に向けて将来にわたって弛まぬ努力を重ねていく必要があります。

今回、将来予測を行うにあたって、全市民が徹底してごみ減量を行ったと仮定(可燃(燃やす)ごみの中に、手付かず食品やリサイクルできる古紙等が一切含まれていない等の状態)しての予測も行いましたが、ごみ処理量は市民の協力率によって大きく左右されることから、次期基本計画の策定に当たっては、焼却工場のあり方等を含めた本市が直面する課題を考慮する上では、①循環型社会構築のための環境施策の展開に必要な財源の確保、②ごみ発生量に応じた費用負担の公平化、③ごみの現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上、④ごみの発生・排出抑制といった効果が期待できる家庭ごみの有料化を盛り込んだ将来予測とすることが望ましいと考えます。

続きまして、2. 家庭ごみの有料化と基本フレーム(計画収集量の目標)についてです。まず、(1) 家庭ごみの有料化の意義についてです。前回の審議会でもお示した通り、①循環型社会構築のための環境施策の展開に必要な財源の確保、②ごみ発生量に応じた費用負担の公平化、③ごみの現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上、④ごみの発生・排出抑制がございします。

①循環型社会構築のための環境施策の展開に必要な財源の確保については、本市が循環型社会を目指していくためには、先に示した5ページの表2経費予測、表3の新規焼却施設の建設費・維持管理費の試算などからもわかるように、ごみの適正処理経費、排出者の意識の高揚、自主的な環境活動への支援、協働関係の構築や分別収集拡大といった減量化・資源化施策を推進するために必要となる財源の確保が不可欠であります。

②ごみ排出量に応じた費用負担の公平化については、八尾市では、平成21年10月から8種分別・指定袋制を実施し、各分別収集品目の家庭用指定袋を無料で配布し、資源化の推進とより一層のごみ減量化に努めています。しかし、7ページの表4、大阪府内市町村の家庭ごみ排出用袋の状況のとおり、ほとんどの市町村は「市販の透明、半透明袋」もしくは「有料指定袋」を使用しており、指定袋を市から無料配布している市町村は八尾市と吹田市だけであります。

今後は本市においても、ごみの排出量に応じて、焼却・処分経費等のごみ処理費用の一部を直接負担する仕組みを構築することで、受益者負担の公平化を図る必要があると考えます。

次に8ページをご覧ください。③ごみの現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上ですが、ごみの有料化という「見える負担」をすることによって、ごみに対する関心や意識を高め、一人一人がライフスタイルを見つめ直すきっかけとなります。

また、市民のごみに対する意識の変革は、消費行動を通じて製造事業者等に対してリサイクル可能な製品を製造させるなどのインセンティブを与えることにもつながります。大きな流れとしては、有料化導入前に地元説明会やマスコミ等によりごみ問題が取り上げられる、また、導入後には有料指定袋の購入時にごみ処理費用の負担を実感することにより市民のごみに対する意識が向上し、ごみの発生抑制・再利用、再生利用につながり、ごみが減量するという循環が生まれます。他市事例としては、福岡市が実施したごみ減量、リサイクルに関する意識調査によりますと、問3のグラフに示されるとおり、家庭ごみの有料化をきっかけにごみ減量・リサイクルに関する関心がかなり高くなったと回答した人が20.2%、やや強くなったと回答した人が49.7%となり、全体の69.9%の人がごみ減量、リサイクルに関心が強くなったという結果となりました。次に9ページをご覧ください。

問6のグラフに示される通り、有料化実施後のごみの量の変化について、かなり減ったと回答した人が9.2%、やや減ったが50.3%となり、全体の約6割の人がごみを出す量が減ったという結果となりました。また、表2-1 有料化後のごみの量の変化を見ると、有料化後のごみ減量・リサイク

ルへの関心度で、関心がかなり強くなった人のうち 84.9%がごみの量が減ったと答えるなど、関心度が上がるに従って、ごみの量も減る傾向が高くなっています。

次に 10 ページをご覧ください。西東京市が実施しました「家庭ごみ 3 事業実施後の市民アンケート調査結果報告書」によりますと、問 8 のグラフに示される通り、家庭ごみの有料化実施後、ごみ減量・リサイクルへの関心が高くなったと答えた人は、1,921 人中 997 人が以前より関心を持つようになったと回答し、全体の 51.9%に当たります。これは、有料化になる以前から関心を持っていると回答した 481 人、ある程度関心を持っていると答えた 304 人を加えると 1,782 人の人がごみ減量・リサイクルへの関心を持つことになり、全体の 9 割以上の人が関心を持つようになったという結果になっています。

次に 11 ページをご覧ください。有料化実施後のごみ量の変化については、問 15-1 のグラフに示されるとおり、1,893 人中 1,013 人の人がごみ袋の使用枚数が減ったと回答しており、これは全体の 53.5%となっております。

次に 12 ページをご覧ください。④ごみの発生・排出抑制については、循環型社会では、分別に取組み資源化を図るとともに、資源物を含む「ごみ」そのものをつくらないことが重要です。

有料化は、市民に経済的なインセンティブを与えることで、表 5 具体的な減量効果の事例のとおり、他市の事例の結果として、ごみの発生抑制・排出抑制に効果があり、実施している市町村の多くで減量化に効果をあげています。また、有料化を導入することによる家庭ごみの減量効果として、導入前の家庭ごみ排出量の 10~20%が削減できると言われています。

次に 13 ページをご覧ください。これらを踏まえまして、(2)基本フレーム(計画収集量の目標)についてです。次期基本計画の計画期間中における本市が抱える課題を踏まえると、導入にあたっては慎重かつ綿密な議論が必要ですが、次期基本計画期間中における家庭ごみの有料化は不可避であると考えます。したがって、次期基本計画における基本フレーム(計画収集量の目標)の設定については、家庭ごみの有料化を盛り込んだ目標値で設定します。図 4 次期基本計画における基本フレーム(目標となる計画収集量)でお示ししております。なお、より詳細な目標設定については、14 ページ、表 6 「次期基本計画における目標設定」で示しています。14 ページをご覧ください。次期基本計画における目標として、①ごみ発生量については、中間目標年度となる平成 27 年度には対平成 22 年度比マイナス 1,302 t、また最終年度となる平成 32 年度には、平成 22 年度比マイナス 4,701 t を目指します。②発生抑制・再使用目標値については、中間目標年度である平成 27 年度には対平成 22 年度比プラス 5,286 t、また最終年度となる平成 32 年度には、平成 22 年度比プラス 6,055 t を目指します。③ごみの排出量は、中間目標年度となる平成 27 年度には対平成 22 年度比マイナス 6,588 t、また最終年度となる平成 32 年度には、対平成 22 年度比マイナス 10,726 t を目指します。④ごみとなる前の資源化目標値については、中間目標年度である平成 27 年度には対平成 22 年度比プラス 6,286 t、また最終年度となる平成 32 年度には、平成 22 年度比プラス 7,463 t を目指します。これらを踏まえまして次期基本計画における基本フレーム⑤計画収集量の目標につきまして 13 ページ、図 4 にお示しするとおり、中間目標年度である平成 27 年度には対平成 22 年度比マイナス 12,874 t、15.6%の減量となる計画収集量 69,399 t を目指します。また、最終年度となる平成 32 年度には、対平成 22 年度比マイナス 18,189 t、22.1%の減量となる計画収集量 64,084 t を目指しています。またこれらを達成するために設定した最終目標年度における減量目標値設定の考え方については、15 ページの表 7 「最終目標年度における減量目標値設定の考え方」

にお示ししております。

以上、簡単な説明ではございますが、これらを踏まえましてご意見いただきますよう、よろしく
お願いいたします。

○委員

平成 27 年度にごみ有料化を目指しているということは理解した。町会に入っている人はごみ袋
が配布されるが、入っていない人はごみ袋をもらいに行く。その時にお金を払うかどうか
が問題。不法投棄につながるのではないかと、すごく懸念を感じる。町会に入っている
人は、掲示板や回覧板を通じて、八尾市の進んでいる方向について予備知識がある。
ごみの有料化が必要であるという自覚もあり、事前の心構えがある。しかし、町会
に入っていない人は一通のハガキをもらってごみ袋をもらいに行く。その時にお金
を払わない可能性が大きいのではないか。啓発についてはどうするのか。平成 27
年といえば、後 4 年しかない。

○会長

何%の人が町会に加入されていないのか。

○事務局

加入されていない方が 20%程度いらっしゃいます。

○委員

今はすでに 30%に近くになっているのではないか。

○会長

その方達をどう取り扱うのか。

○事務局

そこまで申し合わせていません。課題としては十分認識しております。町会入っ
ている方と入っていない方の 2 種類の配布の方法があるので、当然有料化導入時には
課題となると認識しています。

○委員

ごみ袋の問題だけではなくて、行政全体にかかる問題である。町会未加入者
への対応について、市をあげて考えていくべきであると思う。

○委員

有料化の議論が淡々と進んでいる。有料化は避けて通れない話とは思いますが、
先に有料化ありきになっているのはどうか。大阪府下の他都市でも粗大ごみの
有料化はかなり進んでいる。しかし、家庭ごみの有料化については、泉州地方
で進んでいるようであるが、八尾市くらいの規模の都市ではなかなか進んで
いないのが実態。平成 8 年に八尾市で 5 種分別を導入したときには、市民と
協働でのごみ減量施策ということで、基本的に町会に加入していないと指定袋
が手に入りづらいというシステムにすることで、町会加入の促進を図るとい
うことも目標の一つであったと記憶している。

その当時、1 回の収集には 1 袋と枚数を規制して配布した。それでは足らずに
追加袋を再度申請するときは、それなりの規制があったはず。そのことで有
料化ではなしに自発的な努力で、ごみ減量していこうという目的だった。当
時一定の減量効果が発揮されたと聞いている。その後紆余曲折があって、現
状では町会加入者が減り、追加袋を取りに来られる方が増加した。その辺り
の経緯をもう一度整理した上で、有料化の議論に入るべきではないか。将来
的には焼却工場のこともあるし

有料化の議論はするべきとは思いますが、有料化ありきで話が進むと、平成8年に市民との協働で始めた5種分別は何だったのか気になる。

○事務局

今議論いただいているのは次期基本計画で、平成32年までの計画です。9年先までには有料化という1つの施策を取り入れていきたいということで、あえて有料化を含んで議論していただいています。不法投棄に関する啓発の問題などいろいろありますが、それは改めて別の場所で、慎重に議論していかなければならないと考えています。

○会長

有料化の目的はごみの減量だけではない。新しい焼却工場建設等いろいろなお金が必要となる。無料で処理するのは限界がある。有料化すれば意識が高まり、ごみが2割程度減ると見込まれる。そうすると、ごみ処理費の削減にもつながる。

○委員

私も有料化すると不法投棄が増えるかと思う。町会に入る入らないのメリット、デメリットを整理していかないといけないと思う。

○委員

私は、自治振興委員を務めている。町会未加入の問題は大きな課題。昔は近所で助け合って、安全安心の街づくりを、地域をあげてやっていこうという意識が高かったのが、今は残念ながら、雪崩を打つがごとく崩れていっているという現状。ごみ袋が有料化され、スーパーで買えるようになれば、どうなるのか。今までは世帯人数に応じて町会で配っていた。基本袋プラス追加袋と班長さんに事前に知らせていた。班長さんが直接配布することによってコミュニケーションが生まれていたのが、なくなってしまうことが不安である。有料化によって本当にごみが減量になるのか疑問を感じる。それは、不法投棄とかスーパーで買い物帰りにごみを捨てて帰るようなことで収集量が減るだけのことではないのか。

○会長

私はあちこちで、ごみの審議会に出席している。他市の事例で、お金を取ればごみが減るだろうと、それだけの目的で有料化を実施したところがある。そうすると、住民はお金さえ払えばいくらごみを出してもいいということで、一旦はごみが減ったがまたリバウンドして増えてしまった。その失敗を見て、別の市では、有料化導入の際、3年かけて市民に対して減量の必要性を丁寧に説明した上で実施した。そこは減量に成功している。上からの目線で、お金をとればごみを減らすと単純な発想で有料化を実施すると、失敗するということ。

○委員

8ページに有料化導入の例が出ているが、福岡市内に私の実家がある。有料化導入後ごみに対する認識が変わったと聞いている。包装が過剰なもの、ごみになりそうなものは買わないようになった。すると、スーパーも包装が多いものは売らなくなる。結果的にごみが減る。私は、北九州市が有料化導入したときにも、そこに住んでいた。事前に有料化になるというアナウンスがあり、最初は練習ということで袋配布があった。指定袋に変更される当日には、みんながきちんと指定袋でごみを出していたのを見て、日本はすごいと感心した。

○会長

堺市の審議会にも出席しているが、堺市では有料化実施答申を決定した。しかし答申までには3

年かかっている。答申後2年経過しているが実施はまだされていない。不法投棄については懸念していた。公園や駅のごみ箱に家庭ごみを捨てるのではないかな。さらには隣の家の袋に入れるのではないかなど。でも結局そんなことをする人はめったにいないと思う。

○委員

ごみカロリーが下がると焼却炉が傷む。連続運転すると焼却炉が維持しやすい。間隔をあけると修理が高くつく等問題がいろいろある。八尾市のごみの現状をできるだけ早く把握して、それに基づいて焼却炉を建設すること、それが一番大事と思う。大阪市は早く見切りをつけたい。生ごみ等燃えないごみが増えていて、焼却炉の温度に差が出て燃えにくく、燃焼するのに重油が必要となる。スーパーのトレイなど、みんな持って帰らずスーパーで捨てている。それをスーパーが処理しているが、どこで処理されるのか。

○事務局

スーパーで店頭回収されたものはリサイクルに回ると思います。もしスーパーが処理するとすれば、それは産業廃棄物になるので八尾工場には入ってきません。

○委員

ごみ袋は自動的に配布されている。うちは4人家族で、年間228枚配布されている。1リットルが1円としたら、年間9,900円必要となる。今までどおり配布して、不足分を有料にするのか。全部有料にすれば1リットルが1円としたら、八尾市は11万世帯あるので、半分にしてもかなりの金額になる。ごみ袋の配布の方法も考えて欲しい。

○事務局

具体的に有料化するとしても、制度設計をしていないので、まだ何ともいえません。いただいた意見を参考にしながら、次の有料化のときには検討していきたいと考えています。

○会長

泉大津市でも、今年度から有料を実施している。従量制で量に応じてお金をとる方式。まだ始まったばかりだが、20数パーセントの減量効果があった。泉大津市では、今回有料化で得たお金を環境のために使うということである。木が少ないので植樹するなどいろんなことを考えている。何か大きな目標を持ち、有料化で得る収入額を透明にして、使途も透明化したら良い。制度設計きちんとしていただきたい。

○委員

先ほど榊井委員もおっしゃったように、追加の袋が年間どれくらい出るのか。安易に渡しすぎているのではないかな。ごみ袋有料化で得たお金で焼却炉の費用にするのは結構かも知れないが、でも先に有料化ありきになっている。追加の袋を安易に渡されていて、その部分が私たちには見えない。そこを計算上明確に出していただきたい。

○事務局

具体的な審議会を立ち上げるか、検討の段階になったときには、いろんな資料を提出させていただきたいと思います。

○会長

いただいたご意見を踏まえて、再度事務局から何かご意見お願いしたい。

○事務局

資料の6ページにもお示ししていますが、財源の確保や負担の公平性、市民意識の高揚、ごみ

の排出抑制の観点からも次期基本計画にごみ処理の有料化を盛り込むことが不可欠と考えております。これについては、焼却工場の今後のあり方や年度目標にも大きく寄与するものと考えております。

次期基本計画におきましては、平成 32 年度までの計画期間ですので、ごみの有料化を盛り込んだ計画を策定したいと考えております。ただ、有料化を実施するに当たりましては、実施の時期や手法について、十分時間をかけた審議が必要と考えております。新たな検討の場が必要と考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○会長

事務局の説明にもありましたように、八尾市の現状、抱えている課題を踏まえますと、次期基本計画については有料化を盛り込んだ計画案を策定する、有料化を実施するにあたっては、実施時期、手法についてなお、慎重な議論が必要となるので、新たな検討の場を早急に立ち上げてさらに議論していくことが必要であるということですが、各委員の方々よろしいか。

ご異論がないようなので、当審議会としては次期基本計画については有料化を盛り込んだ計画案を策定することとする。また、有料化を実施するにあたっては、実施時期、手法についてなお、慎重な議論が必要となるので、新たな検討の場を早急に立ち上げてさらに議論していくこととする。本日いただきました色々なご意見を踏まえまして、次回審議会は、新ごみ処理基本計画の計画案について審議することとする。

○事務局

次回審議会は、10 月 4 日(火)の午後 3 時からを予定しています。場所は、市役所 8 階第 2 委員会室です。資料は事前にご送付させていただきます。本日はありがとうございました。

5. 閉会